

平成26年度 事業計画

東日本大震災から3年経過した。

しかしながら、今でも現地の状況は変わっていないという。

例えば、先が見えないので動けない。流出した家の住宅ローンが残っていて次の建築の段にならない。相続問題が解決しない。行政の買い取りが中々進まない。代替え用地が決まらない。これら住民の方はまだまだ沢山の問題を抱えておられ、生活自体がままならないまま、時のみが過ぎていくと言うのだ。

そんな中、国の施策そして当然の如く経済界の潮流にしても東高西低の感が強く表れており、消費者についても収入増が見込まれる東に流れて行かざる得ない状況である。西方の我々は今後の生活のダイナミズムは如何に考えるべきか。

そして我々業界における今回の消費税増税の影響は直接に来るものかどうか、それは今後検証されていくのであろうが4～6月迄はまず、経済は停滞するとの見方が多数であるからして、やはり不動産流動化も望めないであろう。まあ希望的観測であるが来春頃までにはV字回復を願いたいものである。

1. さて業界の話であるが今期も司法書士法改正や民法改正（特に債権法）と我々業務に大きく関わる山が数多く控えている。

（1）司法書士法改正については度々詳述しているのでここで披瀝するのは控えて、実際来月の日司連総会にどんな改正要綱を提案されるのか。どの項目が優先順位で提示されるのか興味深い。最優先はやはり家裁の代理権取得であろうか。

実は先月11日に5年数ヶ月ぶりに司法書士議員連盟の総会が開催され、やっとな役員が決定した。会長には河村建夫氏、幹事長に塩崎恭久氏、特別顧問に保岡興治氏と界内の重鎮が揃われてほっとしたところであるが如何せん時間が無い。連合会の総会が6月に開催されるのでそこで改正要綱が承認可決されたら、あと来年3月の通常国会までに法案を提出する準備をしなければならない。

要綱全体が全国の会員の賛同を得られるものか、また家裁代理権取得という機運が全国の会員に醸成されえたのか。日司連総会は6月19、20日である。

（2）民法改正に付いては今年7月に「要綱仮案」が法務省より公表されるらしく司法書士会でもこれら要綱案が示された後、動きが具体化するのでは無いかとの声が多いので当会もこれに準じて、公表後に研修会等を開催する予定である。

2. 綱紀案件については既にお伝えしているが。

大きい事件が2件も発生しており1件は業務禁止後に退会、登録抹消されている事件。もう1件が法務局の処分も刑事処分もまだ決定されず宙に浮いたまま続行

している事件である。既に1年以上経過しているため早めの処分を望みたい。

更に旧消費者金融会社より全国の特に債務整理を行ってる会員に対して懲戒処分申し立てが数多く提起されており、今後の動向を注視する必要がある。

(2) ところで今日の総会議案で提出している懲戒に関する会則改正、今までの懲戒処分を大きく変化させるものである。それは綱紀調査委員を当会会員以外からそして学識経験者等の委員を選任しなければならない(勿論当会の総会にて)。つまり外部委員を追加しないといけないが1名以上で良いので当会は1名、弁護士会にお願いしたいと考えている。しかしながら当該委員が事故等で辞任した場合を想定して予備委員まで選任する必要がある、外部委員は結局最低でも2名は選任しなくてはならない。

更に今回「量定検討、委員会若しくは小理事会」なるものが登場した。これは法務局より懲戒に関する調査委嘱が有った場合、当会からの結果を法務局に報告する際に当会が思料する懲戒の量定(懲戒処分の査定)意見を付して報告するものである。つまり法務局の処分の際に司法書士会側の意見を聞いて若しくは参考にしてという制度が新設されるのである。但しこの委員会(小理事会)にも外部委員(名称は参与という)を参画させねばならないし、参与は会員以外の者で学識経験者等が必須条件である。

3. 近年当会の会員減少が顕著となっている。

このままで推移すると数年後には110名を切る可能性も出てきた。事業承継や県外からの呼び込みなど種々、方策を練って会員増強を図っていかなければ、会務運営と財政面でのファンダメンタルズが狂ってしまい兼ねない。

そこで以前行った承継希望者のアンケート徴収を行いその結果を会員に還元したり又、福岡県会員に対して当地での開業アナウンス等、事業面や生活面で佐賀の良さをもっとアピールしていきたいと考えている。

4. まだまだ市民に対するアピールも少ないのではないか。

電話相談、市役所や図書館、過疎地での相談会開催、更には中学校、刑務所、社福や地域包括センター、老人会と多種多様なところへ出かけて講座開催等を行っているが、まだまだ司法書士と行政書士との違いがはっきりしないと言われる昨今。他県会では市民公開講座や親子法律教室といった市民向けのシンポジウムを開催していると聞く。当会でも広く一般市民向けのセミナー等を開催できればと考えている。

5. 最後に司法書士の職域問題を考えると。

平成14年の衆、参議院の司法書士法改正時の付帯決議には、司法書士の簡裁事件の代理権等の行使による実務上の実績を見て、家事事件及び民事執行事件の代理権付与を検討するべしと記載がある。しかしながら現実、簡裁訴訟代理業務は平成21年をピークとして平成24年には6割減の状況である。成年後見制度

にそれこそ貢献しているから家事代理権を付与されるとは浅慮の致すところと思うが、会員みんなが平成14年当時の消費者問題解決に全身全霊立ち向かった情熱を今度は資格や制度とか我田引水的ではなく、純に子供や高齢者までそして津々浦々まであまねく市民に寄り添い問題の解決に傾けていったら、つまり市民がその活動を認知してくれたら自ずから資格は付いてくるのではないだろうか。家事事件代理権を誰の為に取得するのか原点に立ち返る必要が有るのではないか。

総 務 部

1. 会員の品位の保持及び執務指導
 - (1) 会員の業務に関する苦情処理、綱紀案件の対応
 - (2) 司法書士法、司法書士倫理及び会則の遵守指導
 - (3) 非違行為予防のための倫理研修の実施
 - (4) 会員の補助者への指導監督義務の履行指導
 - (5) 総会、研修会への出席の徹底指導
 - (6) 業務に関する説明・報告義務履行の指導強化
 - (7) 法務局や裁判所との連携

2. 非司行為に関する情報収集及び調査

3. 司法書士法等の規定に違反する事実の有無についての実態調査の実施

4. 会則、諸規則、諸規定の整備、改定

5. 公益的活動の促進

6. 配属研修制度の検討・整備

7. 新会館の建設
 - (1) 会館新築に向けて、建築士の選定・発注、建設業者の選定・発注

8. 関連諸団体との連携及び関係強化
 - (1) 佐賀県専門士業団体連絡協議会
 - (2) 佐賀県弁護士会
 - (3) 佐賀県社会福祉士会

- (4) 消費生活センター
- (5) 法テラス
- (6) 商工会議所、商工会
- (7) 地域包括支援センター
- (8) 社会福祉協議会

9. 本会と関連団体、各支部との連携及び協議会の実施

- (1) 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート佐賀支部
- (2) 佐賀県司法書士政治連盟
- (3) 佐賀県青年司法書士連絡協議会
- (4) 佐賀県司法書士会各支部

10. 福利厚生事業

- (1) 司法書士業務損害賠償任意保険の加入拡大
- (2) 司法書士国民年金基金の加入促進
- (3) 佐賀県司法書士会親睦ゴルフ大会の実施

11. 事務局体制の整備及び職員の事務能力の向上

相談事業部

1. 日本司法支援センター佐賀地方事務所（法テラス佐賀）について

- (1) 民事法律扶助（法律相談援助・代理援助・書類作成援助）申込の推進
- (2) 民事法律扶助契約推進のための研修会開催（日司連・法テラス佐賀）
- (3) 役員・委員等の派遣

副所長		1人
民事法律扶助審査委員会	副審査委員長	1人
民事法律扶助審査委員会	審査委員	2人
窓口対応専門職員		2人

- (4) 執行部会（年12回）

- (5) 法テラス佐賀との協議会の開催

①開催回数 年1回（3月）

②目的 司法書士民事法律扶助の推進に関する協議及び情報交換

2. 佐賀県司法書士会総合相談センターについて

- (1) 電話無料法律相談 毎週月曜・木曜 18時～20時
- (2) 面談有料法律相談 毎週水曜 14時～18時
- (3) 県内司法過疎地域での無料法律相談会の実施
- (4) 運営委員会

①開催回数 年3回(9月、12月、3月)

②目的 総合相談センターの運営
相談事業の普及推進
県内司法過疎地域での無料法律相談会の企画実施

3. 県立図書館主催「無料法律相談」について

日 時 毎月第1・3水曜日 18時～20時
場 所 県立図書館1階 大会議室

4. 佐賀県司法書士会調停センター(ADRセンター)について

- (1) ADRの実施 目標5件
- (2) ADR研修会開催 年間2回
- (3) 設置委員会
 - ①開催回数 年4回(6月、9月、12月、3月)
 - ②目的 認証申請及び法務省による現地視察に向けた準備
認証後の実施に向けたスケジュール策定
手続実施者の選定及び研修会の企画並びに実施
- (4) 九州ブロック調停センター対策委員会・事件管理者養成研修会への参加
- (5) 他県会主催の調停実技研修会への参加

5. 司法過疎対策について

- (1) 九州ブロック司法過疎対策委員会への出席
- (2) 「九州地区開業支援フォーラム」への参加及び県内での開業PR
- (3) 県内司法過疎地域での無料法律相談会の実施
- (4) 司法過疎地域における開業支援

6. 「司法書士の日無料法律相談」の実施について

- (1) 実施日 平成26年8月上旬予定
- (2) 会場 各会員事務所
- (3) 方法 面談相談及び電話相談

7. 「法の日週間無料相談会」の実施について
- (1) 実施時期 平成26年10月上旬予定
 - (2) 会 場 佐賀県内各会員事務所
 - (3) 方 法 面談相談及び電話相談
8. 「相続登記はお済みですか月間」の実施について
- (1) 実施時期 平成27年2月予定
 - (2) 会 場 佐賀県内各会員事務所
 - (3) 方 法 面談相談及び電話相談
9. 「県下一斉無料法律相談会」の実施について
- (1) 実施時期 平成27年2月予定
 - (2) 会 場 佐賀県内7か所から8か所
 - (3) 方 法 面談相談及び電話相談
10. 「全国一斉！法務局休日相談所」「県内一斉！法務局休日相談所・境界トラブル相談所」「一日合同行政相談所」等への相談員派遣

企 画 部

- (1) 消費者教育講座・出前講座の実施
- | | |
|------|-----------------------------------|
| 日 時 | 依頼に応じて随時実施 |
| 対 象 | 中学校、高校、商工会議所、消費者団体、公民館、婦人会、老人クラブ |
| 講 師 | 企画委員会及び消費者問題委員会委員 |
| 講義内容 | 契約、クレジット、悪徳商法、多重債務、相続、遺言
成年後見等 |
| 目 的 | 消費者教育及び司法書士制度の啓蒙・啓発 |
- (2) 各種委員会の実施
- ①企画委員会・消費者問題委員会
- | | |
|-----|---|
| 開 催 | 年4回 |
| 目 的 | 企画部所管の事業の企画及び実施
消費者問題に関する調査研究及び研修講師の派遣 |

②登記業務研究委員会

開 催 年 4 回

目 的 ・登記業務に関する調査研究及び研修講師の派遣
・「登記・供託事務連絡会」への協議事項の提出

(3) 「司法書士の日」記念事業の企画・運営

日 時 平成26年8月3日前後

目 的 司法書士制度の周知

(4) 親睦会の開催

日 時 平成26年9月または10月を予定

対 象 司法書士会会員及び補助者

(5) 「労働トラブル110番」の相談会の実施

日 時 平成26年11月頃を予定

場 所 佐賀県司法書士会館

方 法 電話による相談

(6) 「生活保護110番」の相談会の実施

日 時 平成26年12月頃を予定

場 所 佐賀県司法書士会館

方 法 電話による相談

(7) 経済的困窮者の救済支援事業

相談または書類作成支援 1回につき3,000円

管轄所管庁への同行支援 1回につき5,000円

(8) 佐賀大学に対するガイダンス

開 催 年2回程度

場 所 佐賀大学

内 容 司法書士ガイダンス

(9) 各種団体との連携協力

佐賀消費者フォーラム

佐賀県多重債務者対策会議

佐賀県消費生活の安全安心対策会議

(10) 裁判所との協議会開催

場 所 佐賀簡易・地方裁判所・家庭裁判所

目 的 裁判所との意見交換

(11) 法務局との協議会開催

場 所 佐賀地方法務局

目 的 法務局との意見交換

研 修 部

1. 本会研修会の開催

- ・各回4～5単位で年6回

(内、1回はリーガルサポート佐賀支部との合同研修会)

- ・研修内容

現時点において、会社法（合同会社、合併など）、渉外登記、離婚等夫婦関係に関する家事事件手続き、税法等の研修を予定しているほか、日司連の講師派遣事業等の情報も得ながら事業年度中に研修委員会においてテーマを選定する。

2. 年次制研修の実施

3. 支部研修会開催の支援

4. 補助者研修会の開催

年1回2時間程度。司法書士補助者の実務に直結する研修内容とする。

5. 諸研修会への受講者派遣

日司連等が主催するもので、当会での伝達研修の実施可能性がある研修会に、受講者を派遣する。

6. 研修委員会の開催 4回

広 報 部

1. 対外広報

(1) 各種事業における個別広報の実施

県・市町広報誌、新聞、ニュースリリース等を利用し、各種事業の開催告知及び事業の取材等を働きかけ、各種事業の成功をサポートする。

(2) ホームページの充実

ホームページにおける佐賀県司法書士会の会員名簿の更新及び各種事業の開催告知等を適時行い、対外アクセス者の要望に叶うホームページづくりを行う。

2. 対内広報

(1) 会報の発行

年2回夏号と冬号の会報を発行する。

(2) 会員専用ホームページの検討

年間スケジュールや各種研修会及び委員会等の開催日時についてなどホームページを活用した会員向け情報の充実について検討する。